

横浜市中小企業振興基本条例に基づく 平成 26 年度の取り組み状況について

1 物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大について

(1) 平成 26 年度の受注機会増大に向けた取り組み

物品の調達及び委託業務の発注にあたっては、市内経済の活性化の観点から、従来から市内事業者への優先発注を基本方針とし、発注を進めてきました。

平成 26 年度の選挙管理委員会事務局における契約実績は、物品契約が 54 件、金額 3,150 千円、委託契約が 17 件、金額 38,331 千円となっています。

このうち、市内中小企業契約実績は、物品契約が、件数で 52 件（構成比率 96.3%）、金額で 2,951 千円（構成比率 93.7%）、委託契約が、件数で 15 件（構成比率 88.2%）、金額で 18,257 千円（構成比率 47.6%）となっています。

(2) 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

市内中小企業者への発注の可否の確認をさらに徹底し、その優先発注に努めます。

市内中小企業者への発注状況（選挙管理委員会事務局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）									単独随意契約及び大規模契約の合計	
	市内中小企業契約実績							件数	金額	件数	金額
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成 26 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	52	96.3	3.3	2,951	93.7	8.0	54	3,150	24	17,940
	委託	15	88.2	16.2	18,257	47.6	30.2	17	38,331	29	399,684
	合計	67	94.4	7.8	21,208	51.1	31.6	71	41,481	53	417,625
平成 25 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	53	93.0	7.7	2,382	85.7	6.0	57	2,781	24	2,470
	委託	18	72.0	▲4.5	15,288	17.4	3.8	25	87,913	48	272,682
	合計	71	86.6	3.1	17,670	19.5	2.7	82	90,695	72	275,152

※ 26 年度の金額については、経済産業省の「官公需契約実績額等の調査」における取扱いの見直しを受け、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、中小企業者の参入の余地がない単独随意契約及び大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの。

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

	区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計		
		市内中小企業契約実績							件数	金額	
		件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数			金額
件	%	%	千円	%	%	件	千円	件	千円		
平成26年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	43	91.5	2.6	18,210	84.5	▲5.6	47	21,547	9	7,052
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	2	4,309	3	14,823
	合計	43	87.8	5.0	18,210	70.4	7.9	49	25,856	12	21,875
平成25年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	48	88.9	▲4.9	37,825	90.1	▲6.4	54	41,985	3	8,418
	委託	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	4	18,564	1	2,073
	合計	48	82.8	▲8.1	37,825	62.5	▲15.3	58	60,549	4	10,491

※ 26年度の金額については、経済産業省の「官公需契約実績額等の調査」における取扱いの見直しを受け、変更契約に伴う増減を含んだものとなっています。

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、中小企業者の参入の余地がない単独随意契約及び大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの。